

清須市児童福祉施設運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、保育園及び児童館の運営を円滑に行うため、清須市児童福祉施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる児童福祉施設の管理運営について市長の諮問に応じて審査し、意見を具申するものとする。

- (1) 清須市保育園
- (2) 清須市児童館

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員の総数の3分の1以上の請求があるとき、これを招集しなければならない。

6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 清須市保育所運営委員会設置要綱(平成17年清須市告示第31号)及び清須市児童館運営委員会設置要綱(平成17年清須市告示第44号)は、廃止する。